〔論 説〕

信義則による遮断効について(1)

萩 澤 達 彦

目次

- I はじめに
- Ⅱ 最判平成 10 年 6 月 12 日以降平成 10 年代の裁判例紹介(以上本号)

I はじめに

金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した原告が残部請求を主張して訴えを提起することは信義則に反するとした最判平 10 年 6 月 12 日民集 52 巻 4 号 1147 頁は、以下の判示とともに、それ以降の裁判例に大きな影響を与えている $^{\Box}$ 。

「一個の金銭債権の数量的一部請求は、当該債権が存在しその額は一定額を下回らないことを主張して右額の限度でこれを請求するものであり、債権の特定の一部を請求するものではないから、このような請求の当否を判断するためには、おのずから債権の全部について審理判断することが必要になる。すなわち、裁判所は、当該債権の全部について当事者の主張する発生、消滅の原因事実の存否を判断し、債権の一部の消滅が認められるときは債権の総額からこれを控除して口頭弁論終結時における債権の現存額を確定し(最高裁平成2年(オ)第1146号同6年11月22日第3小法廷判決・民集48巻7号1355頁参照)、現存額が一部請求の額以上であるときは右請求を認容し、現存額が請求額に満たないときは現存額の限度でこれを認容し、債権が全く現存しないときは右請求を棄却するのであって、

当事者双方の主張立証の範囲、程度も、通常は債権の全部が請求されている場合と変わるところはない。数量的一部請求を全部又は一部棄却する旨の判決は、このように債権の全部について行われた審理の結果に基づいて、当該債権が全く現存しないか又は一部として請求された額に満たない額しか現存しないとの判断を示すものであって、言い換えれば、後に残部として請求し得る部分が存在しないとの判断を示すものにほかならない。したがって、右判決が確定した後に原告が残部請求の訴えを提起することは、実質的には前訴で認められなかった請求及び主張を蒸し返すものであり、前訴の確定判決によって当該債権の全部について紛争が解決されたとの被告の合理的期待に反し、被告に二重の応訴の負担を強いるものというべきである。以上の点に照らすと、金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した原告が残部請求の訴えを提起することは、特段の事情がない限り、信義則に反して許されないと解するのが相当である。」

前訴判決が存在している場合に、既判力により遮断されない後訴請求が、 信義則により排斥されている場合に、この判決の法理の存在感は裁判実務 上予想外に大きいものとなっている。

本稿は、まず、前掲最判平 10 年 6 月 12 日以降の裁判例を、平成 10 年代と平成 20 年代とに区分して紹介し、次に、学説^[2]の強い影響力の下で示された、この判決の法理がそれ以降の裁判例に与えている影響を分析することを目的とする。

Ⅱ 最判平成 10年6月12日以降平成10年代の裁判例紹介

【裁判例 1】東京地判平成 12 年 10 月 17 日裁判所ウェブサイト 〔TKC 【文献番号】28052177〕

Xは、「カッター装置付きテープホルダー」という名称の実用新案権(以下、「本件実用新案」という)を有していた。Yは、昭和47年9月29日から昭和56年6月13日までの間に本件イ号製品15万台、本件ロ号製品8万台及び本件ハ号製品10万台を、製造販売した(以下、本件イ号製品、本件ロ号製品、本件ロ号製品を総称して「本件各製品」という)。Xは、Yが本件各製品を業として製造販売することにより、本件実用新案権が侵害されたと主張して、イ号製品につき当初の5台分について、ロ号製品につき当初の6台分について、ハ号製品につき当初の5台分について、

81-241 (2)

主位的に不法行為による損害賠償請求、予備的に不当利得返還請求権に基づき実施料相当額等の請求をした。

なお、昭和53年以降、XはYに対し、本件各製品の製造販売が本件実用新案権の侵害に当たると主張して、それによる損害の賠償又は不当利得金の返還を求める訴訟を、内金請求又は一定の台数分の本件各製品についての請求という形に細分化して多数回にわたり提起し、これらの請求はすべて棄却されていた。

その上で平成7年に X が提起した訴訟(以下「前訴」)につき、東京地判平成7年7月14日判時1541号123頁は、「本件訴えは一部請求の名のもとにいたずらに……各訴訟と同一の訴訟を蒸し返すものであり、これまで繰り返し理由がないとする裁判所の確定した判断を受けている請求と実質的に同じ請求をするものであって、Y の地位を不当に長く不安定な状態におき、ことさらに Y に応訴のための負担を強いることを意に介さず、民事訴訟制度を悪用したものである」旨を理由として、この訴えは訴権の濫用に当たるものであって訴えの利益を欠き不適法であり、しかもその点を補正することができない旨を判示して、訴え却下の判決をした。 X は、この判決に対して控訴したが、東京高判7年11月21日〔TKC【文献番号】28030535〕は控訴棄却の判決を下した。 X は、更にこの判決に対して上告したが、最判平成9年10月17日〔TKC【文献番号】28060037〕は、上告を棄却した。

さらに、前訴の一審判決の後にも、X は Y に対し、本件実用新案権に基づいて Y 製品の製造販売につき損害賠償ないし不当利得金の返還を求める訴えを東京地裁に提起したが、いずれの訴えも前訴と同様の理由で却下されている^[3]。

本判決は以下のような理由を述べて、訴えを却下した。

「本件訴えと前訴とは、実質的に同一期間内の Y 製品の製造販売が本件実用新案権の侵害に当たると主張する点で共通しており、そのうちどの台数分を対象とするかの点においてのみ異なるものであると認められる……

本件訴えは、前訴と同様、請求棄却の判決が確定した事件と同一の紛争を蒸し返すものであって、金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した者が残部請求の訴えを提起することは原則として許されない旨の判例(最高裁判所平成9年(オ)第849号同10年6月12日第二小法廷判決・民集第52巻4号1147頁)の趣旨に照らしても、信義則に反するものというべき

であり、しかも、本件と実質的に同内容の前訴について訴え却下の判決が確定しているにもかかわらず、本件訴訟が提起されたことからすれば、Xの本件訴えは訴権の濫用に当たる不適法なものと判断するのが相当である。」

【裁判例 2】東京地方裁判所平成 14 年 8 月 28 日裁判所ウェブサイト (TKC【文献番号】28072656)

Xは、テレホンカードの実用新案権の持分を有している(以下、「本件 実用新案権」という)と主張している。Xは、Yに対して本件実用新案 権に基づく、不当利得金合計 570 億円のうちの 125 億円の支払を求める不 当利得返還請求訴訟を東京地裁に提起した(以下、「前訴」という)。東京 地判平成 12 年 7 月 26 日裁判所ウェブサイト 〔TKC【文献番号】 28051669〕は、Xの請求を棄却した。控訴審である東京高判平成 13 年 4 月 17 日裁判所ウェブサイト 〔TKC【文献番号】 28060811〕は、一審判決 を支持し、控訴を棄却した。平成 13 年 10 月 16 日、最高裁判所は上告棄 却及び受理しないとの決定をした(平成 13 年 (オ) 第 1182 号、同年(受) 第 1161 号)。

本訴は、実用新案権の仮保護の権利に基づく請求であり、平成8年2月21日(出願公告日)から平成11年9月5日(存続期間満了日)までに発生した不当利得金66億円余の一部である1億2500万円の返還請求である。 Xは、本訴請求は、前訴請求の残部請求であると主張している。

本判決は、最判平成 10 年 6 月 12 日民集 52 巻 4 号 1147 頁の判旨を引用した上で、以下の様に判示して、X の請求を棄却した。

「本訴は仮保護の権利に基づくものではあるが、仮保護の権利については 特許権又は実用新案権の権利侵害に関する規定が準用され(平成6年法律 第116号による改正前の特許法52条2項及び平成5年法律第26号による 改正前の実用新案法12条2項)、その請求権の内容、性質は、算定方法が 異なるものの、特許権又は実用新案権に基づく不当利得請求権と実質的に 同一であると解して差し支えないことに照らすと、本訴は、本件実用新案 権に基づく不当利得金の一部請求をした前訴に対して、訴訟の対象を同一 とし、請求期間のみを別異にした残部請求と解すべきである。

前訴において、Xらの本件実用新案権に基づく不当利得返還請求権としての数量的一部請求のすべてを棄却する旨の判決がされたことにより、本件実用新案権に基づく不当利得返還請求権について、当該債権が全く現

81-239 (4)

存しないと判断されたものであるから、同判決が確定した後に X が、実 用新案権の仮保護の権利に基づいて、前訴と異なる期間に発生した不当利 得金の支払を求めて訴えを提起することは、実質的には前訴で認められな かった本件実用新案権に基づく不当利得返還請求及び主張を蒸し返すもの に他ならないというべきである。したがって、本訴は、特段の事情がない 限り、信義則に反して許されないものと解される。そして、特段の事情と は、一部請求訴訟における審理の範囲が必ずしも債権全部に及ばなかった ような事情がある場合をいうと解すべきところ、本件全証拠によるも、そ のような特段の事情を認めることはできない。

以上によれば、本訴は、数量的一部請求を全部棄却する旨の判決が確定 した後の残部請求であり、信義則に反して許されず、不適法として却下さ れるべきである。」

【裁判例 3】東京高判平成 14 年 12 月 24 日判時 1816 号 128 頁

X らは、F 商標の付されたスポーツウェア(以下、「本件商品」という) を並行輸入して国内で販売していた。X らは、同商標権を有する Y が、X らが標章を使用する権限を有さない旨及び本件商品が偽造商品である旨を Xの取引先に通知し(以下、「本件通知書の発送」という)、新聞等に広 告すること(以下、「本件広告の掲載」という)の差止め並びに損害賠償 を求める訴えを東京地方裁判所に提起した(以下、「先行事件」という)。 この事件において X らが請求した損害賠償は、Y の本件通知書の発送及 び本件広告の掲載により、Xらが偽造品を扱う業者であるとの認識を広 く小売店等の取引者に持たれることとなったという、個別の具体的な取引 を離れての一般的・抽象的な営業上の信用の毀損を損害として主張し、そ の賠償を求めるものであった。東京地判平成11年1月28日判時1670号 75 頁は、本件商品の輸入は、真正商品の並行輸入として商標権侵害の実 質的違法性を欠くものであり、これを偽造商品とした Y の本件広告及び 本件通知書は改正前不正競争防止法2条1項11号所定の不正競争行為に 該当するとして、X らの Y に対する虚偽事実の告知・流布の差止請求及 び損害賠償請求(X らそれぞれに 120 万円)を認容した。控訴審である、 東京高判平成 12 年 4 月 19 日 〔TKC【文献番号】28050798〕は、一審判 決を大筋支持した。控訴審判決に対して、Yは上告受理申立てをしたが、 最高裁判所の上告不受理決定がされて、上記控訴審判決は確定した。

本件訴訟では、Xらが、F商標商標権を有するYに対して、Yの本件通知書の発送及び本件広告の掲載により、Xらが本件商品の個別具体的な取引において実際に生じた逸失利益の賠償をYに請求した。これに対して、Yは、先行事件判決理由中で認められた、Xが本件商品の輸入・販売が真正品の並行輸入としてYの本件商標権を侵害していないことや、Yによる本件通知書の発送及び本件広告の掲載が虚偽事実の告知・流布として不正競争行為に該当し、当該行為につきYに故意過失が存在することにつき、再び争った。

原判決(東京地判平成 13 年 10 月 25 日判時 1786 号 142 頁)は、次のよ うに判示して、X らの損害賠償請求を一部認容した。「本件商品の輸入・ 販売が真正品の並行輸入として Y の本件商標権を侵害しないことや、Y による本件通知書の発送及び本件広告の掲載が虚偽事実の告知・流布とし て不正競争行為に該当し、当該行為につき Y に故意過失が存在すること は、いずれも先行事件の判決における理由中の判断であって、直接に既判 力の対象となるものではない。しかし、本件訴訟において、Yが上記の 争点について再び争うことは、……実質的に、同一の争いを繰り返すもの である。このような点を考慮すれば、本件訴訟においてYが、本件商品 の輸入・販売が真正品の並行輸入として被告の本件商標権を侵害しないこ とや、Y による本件通知書の発送及び本件広告の掲載が虚偽事実の告知・ 流布として不正競争行為に該当し、当該行為につきYに故意過失が存在 することを争うことは、金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した者が残 部請求の訴えを提起することは原則として許されない旨の判例(最高裁判 所平成 9 年 (オ) 第 849 号同 10 年 6 月 12 日第 2 小法廷判決・民集第 52 巻 4号 1147頁)の趣旨に照らしても、訴訟上の信義則に反するものとし て許されないものといわなければならない。|

この原判決に対して、Y は控訴した。本判決は、次のように判示して 原判決を取り消し、請求を棄却した。

「先行事件の判決により既判力が生じるのは、先行事件の控訴審口頭弁論終結時(平成12年2月7日)において、[1] X らが Y に対して平成8年6月17日以前の輸入に係る本件商品について偽造の旨を告知、流布することの差止請求権を有していること、[2] X らが Y に対して本件通知書及び本件広告による虚偽事実の告知・流布に基づく原告らの営業上の信用毀損を理由とする各120万円の損害賠償請求権を有していること、……

81-237 (6)

説

についてである。……

……本件商品の輸入・販売が真正品の並行輸入として Y の本件商標権 を侵害しないこと、Yによる本件通知書の発送及び本件広告の掲載が虚 偽事実の告知・流布として不正競争防止法における不正競争行為に該当す ること、及び、当該行為につき控訴人に故意過失が存在することは、いず れも先行事件の確定判決における理由中の判断であるにすぎず、本件訴訟 におけるこれらの争点については、先行事件の確定判決の既判力が及ぶも のではないことが、明らかである。……

……X らは、先行事件において、X らの抽象的な営業上の信用毀損の 損害に明示的に限定して賠償を求めたのに対し、本件訴訟においては、具 体的な仲介手数料、販売利益等の逸失利益の損害に明示的に限定して、賠 償を求めているのであり、X らは、1 個の訴訟物における異なる種類の指 害を、先行事件と本件訴訟において分けて請求したものである。このよう な X らの請求は、先行事件において Y らの行為によって被った損害のう ち、明示的に一部の請求をし、その請求が認められた後、本件訴訟におい て、明示的に残部の請求をしているものであるから、一部の請求について なされた先行判決の既判力は、残部について請求している本件訴訟には及 ばない、というべきである。……

……前掲最高裁判所第 1 小法廷平成 10 年 6 月 12 日判決は、一部請求を して敗訴した原告が、再度訴えを提起して、残部の請求をすることが、訴 訟上の信義則に反する、と判示したものであり、本件のように、先行事件 において、X から一部の損害について賠償を求められ、これに敗訴した Y が、後日、残部の損害の賠償を求める訴えを提起されたときに、これに応 訴する場合とは、事例を異にするものである。Yは、先行事件に続いて、 本件訴訟を提起され、Xらから先行事件において求められたものに比べ てはるかに高額の損害賠償を求められているのである。Yが、本件訴訟 において、改めて本件の並行輸入の実質的違法性の有無及び過失の存否等 を争い、これらの争点についての裁判所の判断を求めて、防御活動をなす ことを、訴訟上の信義則に反するものということはできないというべきで ある。」

【裁判例 4】東京地判平成 17 年 11 月 1 日判時 1921 号 126 頁

Xは、「電話番号リストのクリーニング装置およびクリーニング方法」

(7)81 - 236 とする特許権を有している(以下、「本件特許権」という)。

Xは、A(後にYに吸収合併され、Yは本訴判決についてはAの口頭弁論終結後の承継人となる)を被告として、本件特許権に基づき、M装置(以下、「前訴装置」という)等の製造、譲渡、貸渡し、譲渡若しくは貸渡しの申出、又は使用の差止め、損害賠償等を求める訴えを東京地方裁判所に提起した(以下、「前訴」という)。前訴につき、東京地判平成13年8月29日裁判所ウェブサイト(TKC【文献番号】28061828)は、Xのいずれの請求をも棄却した(この判決は、控訴期間の満了により確定した(以下、同判決を「前訴確定判決」という)。

本件訴訟では、Xが、Yを被告として、N装置(以下、「被告装置」という)は、Xの本件特許権を侵害すると主張して、本件特許権に基づき、被告装置の製造、譲渡等の差止めを求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償の一部請求として6000万円及びこれに対する民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。これに対し、Yは、本件装置は前訴装置と同一であり、本件請求は、前訴確定判決の既判力に反し、又は訴訟上の信義則に反するなどと主張した。

本判決は、以下のように判示して、本件損害賠償請求を却下した(差止 請求は理由がないとして棄却した)。

「ア 権利の行使は信義に従い誠実にこれをしなければならず(民法1条2項)、民事訴訟においても、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を追行しなければならない(民訴法2条)。後訴の請求又は後訴における主張が前訴のそれの蒸し返しにすぎない場合、後訴の請求又は後訴における主張は信義則に照らして許されないと解される。

そして、かように後訴の請求又は後訴における主張が信義則に照らして許されないか否かは、前訴及び後訴の各内容、当事者の訴訟活動、前訴において当事者がなし得たと認められる訴訟活動、後訴の提起又は後訴における主張をするに至った経緯、訴訟により当事者が達成しようとした目的、訴訟をめぐる当事者双方の利害状況、当事者間の公平、前訴確定判決による紛争解決に対する当事者の期待の合理性、裁判所の審理の重複、時間の経過などの諸事情を考慮して、後訴の提起又は後訴における主張を認めることが正義に反する結果を生じさせることになるか否かで決すべきである(最高裁昭和49年(オ)第331号同51年9月30日第一小法廷判決・民集30巻8号799頁、最高裁昭和49年(オ)第163、164号同52年3月24

81-235 (8)

日第一小法廷判決・裁判集民事 120 号 299 頁、最高裁平成 9 年(オ)第 849 号同 10 年 6 月 12 日第二小法廷判決 · 民集 52 巻 4 号 1147 頁参照)。 イ 本件についてこれを見るに、本訴で主張する被告装置が前訴で X が 特定した前訴装置と同一の構成を有し、本訴が前訴の審理の蒸し返しに当 たるときは、訴訟上の信義則に照らして被告装置が本件特許権を侵害する ことを理由とする損害賠償請求は許されないことになる。そして、前記の とおり、本件損害賠償請求は、前訴における損害賠償請求と損害の対象期 間を異にするものではあるが、結局、前訴における損害賠償請求と同一の 対象製品、同一の権利に基づいて再度裁判所の判断を求めようとするもの であり、前訴における紛争を蒸し返すものと評価せざるを得ない。X は、 被告装置と前訴装置の相違を縷々述べるが、前記のとおり、これらはいず れも被告装置が前訴でXによって特定された前訴装置の構成に当たるか 否かの判断に影響を与えるものではない。また、前訴と本訴とでは、いず れも対象となる装置が本件特許発明の技術的範囲に属するか否かが主な争 点となり、争点が概ね共通である上、X及びAは同争点について前訴で 主張、立証を尽くし、共同実験まで行ったものであって、Xが前訴にお いて訴訟活動を充分になし得なかった事由は存しない。そして、かかる前 訴における訴訟追行の態様からすれば、前訴確定判決によって紛争が解決 し、前訴装置と構成が同一の装置の製造譲渡行為は本件特許権を侵害する ものでなく、差止めも損害賠償も請求されることはないものと考える Y の期待は、合理的である。前訴と本訴との間では、Xが訴え提起によっ て達成しようとする目的は概ね同一であって、指害の範囲が異なるのみで あり、当事者間の利害状況も異ならない。よって、本訴で前訴と同一の争 点について審理を繰り返すことによる裁判所及びYの負担は軽視できず、 X の本訴における請求を認めないと当事者間の公平を害するような事情 もない。

そうすると、本訴において被告装置が本件特許権を侵害することを理由とする本件損害賠償請求を許容し、これを審理すると、Yとの関係で正義に反する結果を生じさせるのであって、上記請求及び主張は、訴訟上の信義則に反し、許されないというべきである。」

【裁判例 5】知財高判裁判所ウェブサイト (TKC【文献番号】28130902) X は、「放電焼結装置」という名称の発明につき特許権(以下、本件特 許という)を有していた。 Y は、平成 10 年 2 月 13 日、本件特許発明に対し、特許庁に特許異議の申立てをした(平成 10 年異議第 70682 号。以下「本件特許異議申立て」という)。特許庁は、平成 13 年 7 月 4 日、本件特許を取り消す旨の決定をした(以下「本件取消決定」という)。 X は、平成 13 年 8 月 21 日、本件取消決定の取消しを求めて、東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起した。東京高判平成 15 年 4 月 9 日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28081857〕は、その請求を棄却するとの判決を言い渡した。本件取消決定は、平成 15 年 10 月 9 日、上告不受理決定等により確定した。

Xは、Yに対し、本件特許異議申立てが不法行為に当たると主張して、 損害賠償の一部請求として10万円の支払等を求めるとともに、本件取消 決定の取消理由は無効であることの確認を求める訴えを東京地方裁判所に 提起した。東京地判平成18年6月30日裁判所ウェブサイト〔TKC【文 献番号】28111391〕は、前者の請求を棄却し、後者の請求に係る訴えを却 下した(以下、「前訴ア」という)。

Xは、Yに対し、前訴アと同様に、本件特許異議申立てが不法行為に当たると主張して、15億円の損害の一部請求として10万円を求める訴えを東京地方裁判所に提起した(同裁判所平成18年(ワ)第11210号。以下、「前訴イ」という)。東京地判平成18年8月31日裁判所ウェブサイト [TKC【文献番号】28111900〕は、その請求を棄却した(以下、「前訴ア」と「前訴イ」と併せて「前訴」と呼ぶ)。

本件訴訟では、Xが、Yを被告として、(1)主位的に、本件特許異議申立ては権利の濫用であって不法行為に当たると主張して、15億円の損害の一部請求として10万円を請求するとともに、(2)予備的に、YがXの著作権を侵害したと主張して、1億円の損害の一部請求として10万円を請求した。

原審である、東京地判平成18年10月24日判時1959号116頁は、最判平成10年6月12日民集52巻4号1147頁を参照した上で、以下の様に判示して、主位的請求却下し、予備的請求も併合の要件を満たしていないとして却下した。

「本訴における主位的請求は、前訴における損害賠償請求と同一の理由に基づく損害賠償請求権の残部を請求するものであり、前訴における損害 賠償請求と同一の事実を審判の対象とし、同一の理由に基づいて再度裁判

81-233 (10)

所の判断を求めようとするものであって、実質的には前訴で認められなかった請求及び主張を蒸し返すものと評価せざるを得ない。また、本訴における主位的請求は、前訴の確定判決により当該損害賠償請求権の全部について紛争が解決されたとのYの合理的期待に反し、Yに二重の応訴の負担を強いるものというべきである。前訴においても、本件特許異議の申立てが権利の濫用に当たるか否かが主な争点となり、Xは同争点について前訴で主張、立証を尽くしたものであって、Xが前訴において訴訟活動を充分になし得なかった事由は存しないから、Xの本訴における主位的請求を認めないと当事者間の公平を害するような特段の事情もない。

そうすると、前訴で敗訴した X が、本訴において本件特許異議の申立 てが不法行為に当たることを理由とする損害賠償請求をすることは、信義 則に反し、許されないというべきである。」

X は控訴したが、本判決も、以下の様に判示して、原判決を維持した (予備的請求については取下げがあった)。

「当裁判所も、本件訴えは、前訴と損害の発生原因を同じくするものであるところ、前訴において X の請求は棄却されて、同判決(乙第 1 及び第 2 号証)が確定している以上(争いない。)、X が不法行為による総損害のうちから前訴とは異なる一部を損害として主張してみても、その訴えは、信義則に反し、訴権の濫用に当たり許されないものと判断する。」

【裁判例 6】知財高判平成 19 年 8 月 28 日裁判所ウェブサイト (TKC 【文献番号】28132012)

Xは、「放電焼結装置」の特許権(以下、「本件特許」という)を有していた。Yは、平成10年2月13日、本件特許に対し、特許異議の申立てをした(平成10年異議第70682号、以下「本件特許異議申立て」という)。特許庁は、平成13年7月4日、本件特許を取り消す旨の決定をした(以下、「本件取消決定」という)。Xは、平成13年8月21日、本件取消決定の取消しを求めて、東京高等裁判所に取消訴訟を提起した。東京高判平成15年4月9日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28081857〕は、Xの請求を棄却する旨の判決を言い渡した。本件取消決定は、平成15年10月9日、上告不受理決定等により確定した。同月22日、本件特許の登録を抹消する旨の登録がされた。

Xは、Yに対し、本件特許異議申立てが不法行為に当たると主張して、

損害賠償の一部請求として10万円の支払等を求めるとともに、本件取消決定の取消理由は無効であることの確認を求める訴訟を東京地方裁判所に提起した(以下、「前訴〔1〕」という)。東京地判平成18年6月30日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28111391〕は、10万円の支払等の請求を棄却し、無効確認を求める訴えを却下する旨の判決をした。この判決は、確定している。

Xは、Yに対し、前訴〔1〕と同様に、本件特許異議申立てが不法行為に当たると主張して、15億円の損害の一部請求として10万円の支払を求める訴訟を東京地方裁判所に提起した(以下、「前訴〔2〕」という)。東京地判平成18年8月31日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28111900〕は、Xの請求を棄却する旨の判決をした。この判決は、確定している。

Xは、Yに対し、主位的に、前訴〔1〕及び〔2〕と同様に、本件特許 異議申立てが不法行為に当たると主張して、15億円の損害の一部請求と して10万円の支払を求め、予備的に、YがXの著作権を侵害したと主張 して、1億円の損害の一部請求として10万円の支払を求める訴訟を東京 地方裁判所に提起した(以下、「前訴〔3〕」という)。東京地判10月24日 判時1959号116頁は、主位的請求、予備的請求に係る訴えをいずれも却 下する旨の判決をした。なお、主位的請求については、前訴〔1〕及び〔2〕 における損害賠償請求と同一の理由に基づく損害賠償請求権の残部を請求 するものであり、信義則に反し、許されない旨判示された[4]。

本件訴えとして、X は、本件特許に対する異議申立ては権利の濫用であって不法行為に当たるなどとして、Y に対し損害賠償を請求(本訴請求(1)ないし(10))する本件訴えを東京地判に提起した。Y は、X に対して反訴し、本訴請求に係る訴えは、前訴〔1〕及び〔2〕の確定判決などにより認められなかった請求と実質的に同一の請求を行うもので、これに係る訴訟の提起が不法行為に該当するとして、再度の応訴のために委任した弁護士に支払った費用 10 万 5000 円及び平成 18 年 11 月 30 日(反訴状送達の日の翌日)から支払済みに至るまで年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

東京地判平成 19 年 1 月 31 日裁判所ウェブサイト 〔TKC【文献番号】 28130436〕は、最判平成 10 年 6 月 12 日民集 52 巻 4 号 1147 頁を参照した上で、以下のように判示して、本訴請求本訴請求 (1) ないし (5) を却下し (本訴請求 (6) ないし (10) は理由が無いとして棄却)、反訴請求を認

81-231 (12)

容した。

「本訴請求(1) ないし(5) についてみると、上記アで認定したとおり、前訴[1] 及び[2] における請求と同一の不法行為による損害賠償請求権に基づく請求であり、前訴[1] 及び[2] において数量的一部請求であったことから、その残部請求(残部のうちの一部請求)をしているものであって、実質的に、前訴[1] 及び[2] で認められなかった請求及び主張を蒸し返すものであるといわざるを得ず、前訴[1] 及び[2] の確定判決によって同請求権の全部について紛争が解決されたとの Y の合理的期待に反し、Y に二重の応訴の負担を強いるものということができる。そして、X において、本訴請求(1) ないし(5) に係る訴えを提起することがやむを得ないといった特段の事情も認められない。

そうすると、前訴〔1〕及び〔2〕において敗訴した X が、本件特許異議申立てが不法行為を構成すると主張する損害賠償請求の訴えを提起することは、信義則に反して許されないというべきである。」

X が控訴した。X は、控訴審で、原審本訴請求(1)ないし(5)につき訴えを取下げ、新たな請求(1)ないし(5)に係る訴えを追加した(以下、「新請求(1)ないし(5)」という)。本判決は、以下のにように判示して、原判決を支持して控訴を棄却した。

「旧請求(1)ないし(5)及び新請求(1)ないし(5)を子細に検討すると、いずれも、結局は Y が X の有する本件特許に対し特許異議の申立てをしたことが権利濫用として許されないから不法行為に該当する、というものであるところ、当裁判所は、旧請求(1)ないし(5)に係る訴えを提起することが、前訴[1]及び[2]との関係で信義則に反して許されないとした原判決は正当として是認することができると判断する。その理由は、原判決記載のとおりである。

そして、新請求(1)ないし(5)も、上記信義則の適用との関係では旧請求(1)ないし(5)と実質的な差異はないと解されるから、これに関する当審における控訴人の主張を十分考慮しても、Xが新請求(1)ないし(5)に係る訴えを提起することも、前訴〔1〕及び〔2〕との関係で信義則に反し、不適法であるということになる。」

【裁判例 7】福岡高等裁判所宮崎支部判平成 19 年 3 月 9 日税務訴訟資料 257 号順号 10650〔TKC【文献番号】25463192〕

昭和59年3月17日、熊本国税局徴収職員は、Xに対し、昭和56年分の所得税について、昭和59年2月にした更正処分等に基づき、滞納国税等の徴収のため、Xの財産を差し押さえ、差押調書を作成した。差押調書記載の滞納税額は、昭和56年分の所得税のみであった)。平成16年10月1日、Xは、Y(国)に対して、昭和49年から同51年にかけて所得があったものとして徴収された所得税総額8億0031万1726円について、税理士であるA(以下、「A」という)がXに所得がないのにあるとして青色申告し、これに基づき徴収されたものであるから、誤納金にあたるとして、上記8億0031万1726円のうち3053万0525円の支払いを求めて、鹿児島地方裁判所に訴えを提起した(以下、「前訴」という)。鹿児島地判平成17年2月18日税務訴訟資料255号順号9937〔TKC【文献番号】25420105〕は、Yの消滅時効の抗弁を認めて、Xの請求を棄却する判決を言い渡し、その判決が確定した。

X は、Y に対し、Y が X の昭和 48 年ないし昭和 51 年(以下、「本件期間」という)分の所得税について徴収した金 8 億 3172 万 6000 円は、誤納金にあたるとして、国税通則法 56 条 1 項に基づいて、上記金員のうち、1500 万円及びこれに対する納付日翌日以後である昭和 49 年 5 月 2 日から平成 17 年 10 月 26 日まで年 5 分の限度において還付加算金の支払いを請求する当事者訴訟を鹿児島地裁に提起した。Y は、本件請求は、前訴で一部請求をして敗訴した X が、残部の請求を求めて提起したものであり、訴訟上の信義則(民事訴訟法 2 条)に反するものとして、却下されるべきものであると主張して争った。

鹿児島地判平成 18 年 9 月 26 日税務訴訟資料 256 号順号 10514〔TKC【文献番号】25451158〕は、最判平成 10 年 6 月 12 日民集 52 巻 4 号 1147頁の判示内容を同判決を参照せずに引用し、以下の様な判示をして、Yの信義則違反の主張を排斥した上で、消滅時効を認めて、Xの請求を棄却した。

「本件請求が、前訴事件において数量的一部を請求して棄却判決を受けた誤納金還付請求権につき、その残部を請求するものであるか検討すると、前訴事件判決においては、X が請求する誤納金は、昭和 49 年ないし昭和 51 年にかけて X に所得が発生していないのに所得があるものとして X に

81-229 (14)

ついて青色申告が行われ、Yが同申告に基づいて徴収した所得税であると認定しているものの、その請求原因事実については具体的に特定がなされていないとしている($\angle 2$)。

したがって、前訴において、請求原因事実が特定されていないのであるから、いかなる債権の存否の具体的事実について審理及び判断が行われたかが不明確であり、本件請求を信義則違反とするための前提となる前訴事件において判断された請求権を基礎づける事実が特定できない以上、本件請求が、X は残部請求の体裁をとっているものの、前訴事件において数量的一部請求をして棄却判決を受けた誤納金還付請求権の残部を請求するものであるとは、必ずしも言い切れないし、紛争の蒸し返しとも直ちには言えない。

原審判決に対して、Xは控訴した。

本判決は、原審判決が最判平成 10 年 6 月 12 日民集 52 巻 4 号 1147 頁を引用していなかった判示部分に「『(最高裁平成 10 年 6 月 12 日第二小法廷判決・民集 52 巻 4 号 1147 頁参照)』を加え、」とした上で、原判決を支持し、控訴を棄却した。

- [1] この判示をそのまま引用している裁判例も多い。
- [2] 中野貞一郎「一部請求論について」同『民事手続の現在問題』(1989) 85 頁。
- [3] 東京地判平成8年7月24日 (TKC【文献番号】28031307) (なお、控訴審東京高判平成8年10月30日 (TKC【文献番号】28031401) も、上告審最判平成9年10月17日 (TKC【文献番号】28060036) は一審判決を支持している)、平成8年7月24日 (TKC【文献番号】28031308)、東京地判平成9年5月30日 (TKC【文献番号】25109034)、東京地判平成9年5月30日 (TKC【文献番号】25109035)、東京地判平成10年7月16日 (TKC【文献番号】28040035) (なお、東京高判平成10年11月17日 (TKC【文献番号】28041740) は、一審判決を支持している)、東京地判平成11年(ワ)第1317号事件〔未公表〕、東京地判平成12年4月25日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28050839〕(なお、控訴審の東京高判平成12年7月4日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28050839〕(なお、控訴審の東京高判平成12年7月4日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28050839〕
- [4] なお、本判決では時間的な理由で触れられていないが、この判決に対して、X が控訴した。知財高判平成19年3月28日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28130902〕は、原判決を支持した。